

様式第5号の2（第10項関係）

雨水小型貯留槽の維持管理に関する協定書

青梅市および（以下「所有者」という。）は、所有者が青梅市に設置した雨水小型貯留槽が果たす公益的な機能を十分に発揮させるため、次のとおり当該雨水小型貯留槽の維持管理に関する協定を締結する。

（対象施設）

第1条 本協定の対象とする施設は、青梅市雨水小型貯留槽設置補助金交付要綱（平成16年6月1日実施。以下「要綱」という。）の規定にもとづき、所有者が補助金の交付を受けた雨水小型貯留槽（以下「貯留槽」という。）とする。

（協定期間）

第2条 この協定の存続期間は、協定締結の日から所有者が貯留槽を廃止する日までとする。

（維持管理の実施等）

第3条 所有者は、当該貯留槽の機能を正常に保つよう定期的に保守点検、清掃を行う等維持管理に努め、当該措置に要する費用を負担する。

（破損時の修復等）

第4条 貯留槽の設置完了後または工事完了後に、目詰まり、変形、破損、浮き上がり等により貯留槽の機能に異常が生じ、事故、問題等が発生した場合は、所有者の責により復旧し、解決しなければならない。

（善管注意）

第5条 乙は、貯留槽を善良なる管理者の注意をもって管理し、その機能の保全に努めなければならない。

2 所有者は、貯留槽の廃止または変更しようとするときは、あらかじめ、書面をもって青梅市（以下「市」という。）に届出をし、承認を受けなければならない。

（譲渡時の措置等）

第6条 所有者は、自らの転居その他の事情により貯留槽の所有権の第三

者への移転を行う場合は、あらかじめ、この協定書の規定にもとづき所有者が遵守すべき事項について、当該移転を受ける者（以下「譲受人」という。）に説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

2 所有者は、前項の規定による移転にかかる契約の締結に当たり、譲受人が要綱の規定にもとづき市と協定を締結することを停止条件として付さなければならない。

3 譲受人が前項に規定する協定を記載した書面を市に提出した場合は、この協定はその効力を失う。

（協議）

第7条 この協定に明示されていない事項またはこの協定の各条項の解釈について疑義を生じたときは市と所有者が誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方が記名押印して、各自がその1通を所持するものとする。

年 月 日

青梅市

代表者 青梅市長

所有者 住 所

氏 名

印